

広島県立広島皆実高等学校 23期会 規約

- 第1条 (名称)
本会は、『皆実高校23期会』と称する。
- 第2条 (所在地)
本事務所は、代表者宅とする。
住所は、広島市南区皆実町3丁目9-11 に置く。
- 第3条 (目的)
本会は、皆実高校23期卒業生及び担任教諭等相互の連絡を図り、同期会の開催の計画・会員に共通する問題を処理することを目的とする。
- 第4条 (事業)
本会は、前条の目的を達成するために、必要な活動を行う。
- 第5条 (会員)
この会は、第3条に係わる関係者をもって会員とする。
- 第6条 (代表者)
この会には、次のような代表者を置く。
1. 代表者 (会計兼務) 1名
2. 幹事 10クラス 各クラスより1～2名
- 第7条 (幹事会)
前条の代表者を中心とする会員の会合を幹事会と称する。
- 第8条 (設立)
本会は、昭和63年8月21日、皆実有朋会定期総会の日
に設立する。
- 第9条 (収入)
総会・同期会開催時の余剰金並びに寄付金等、及び預金利息をもって収入とする。
- 第11条 (支出)
1. 同期生並びに教諭ご逝去の場合、香典 (献花代) として一律5,000円をお供えする。
2. 同期会の案内・その他の告知等の通信費とする。
3. 同期会開催時の運用資金、予算外支出等が発生した場合の補填に充てる。
- 第12条 (代表者の変更)
代表者並びに各クラス幹事に執行困難な状況が発生した場合、幹事会等の会合により、これを変更する事ができる。
- 第13条 (補則)
この会の運営に規約改正が必要な場合は、幹事会で定める。
- 付則
1. この規約は、平成20年1月16日より施行する。
2. 平成29年8月19日一部改訂
第11条1. の同期生を削除